別紙２－29　施設概要

１　施設等名称

高知県立土佐西南大規模公園大方地区　スポーツゾーン

２　所在地

高知県幡多郡黒潮町入野 388

３　供用開始年月

1983 年（昭和 58 年）10 月

４　施設の面積

スポーツゾーン　121,700 ㎡（公園全体：358,900 ㎡）

５　施設概要

名称「入野松原」を中心に海岸沿いに広がる自然豊かで開放感にあふれたエリアとなっており、体育館や球技場、テニスコート、パークゴルフ場など各種運動施設が徒歩５分圏内にコンパクトにまとまって整備されており、スポーツ大会や合宿などで多くの方々に利用されています。

【施設写真】

・体育館



・テニスコート



・球技場



・運動広場



・ゲートボール場



・ラジコン広場



・スケートボード場



・パークゴルフ場



・陸上競技場



【施設規模】

〇体育館

・アリーナ　35×48＝1680 ㎡

２階観客席　956 席

バスケットボール　２面

バレーボール　６人制３面

軟式テニス　２面

卓球　12 台
バドミントン６面
放送設備、トレーニング室、ミーティング室、器具庫、エレベーター等あり

〇テニスコート
・コート　12 面（南北に６面ずつ）
夜間照明　12 面のうち６面に完備
コート種別　全天候型砂入り人工芝
クラブハウス、放送設備、観客スタンドあり

〇球技場
・メイングランド（BC 面）　105×68m
サブグランド（A 面）　75×50m
スタンド　約 1,400 人収容
ダックアウト、役員室あり

〇運動広場
・防球フェンス　高さ６ｍが総延長 623m
照明　８基
サッカー　大人用２面または少年用４面
フットサル　２面
ラグビー　１面
コート種別　全天候型人工芝

〇ゲートボール場
・コート数　３面

〇ラジコン広場
・敷地面積　800 ㎡

〇スケートボード場
・コンクリート舗装　約 2,880 ㎡
セクション　６基（鋼製　４基、コンクリート　２基）

〇パークゴルフ場
・コース数　18 コース（A コース　９ホール　距離 480m　パー33
B コース　9 ホール　距離 499m　パー33）

〇陸上競技場
・１周 400m、８コース

舗装形式：クレイ舗装
多目的芝生広場　105×68m
ラグビー　１面
サッカー　１面

【施設利用時間】
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
※時間外利用
・テニスコート、体育館、運動広場は照明設備があるため最大午後 9 時まで利用可能（ただし時期・施設によって異なる）
・パークゴルフ場・テニスコートは熱中症対策のため早朝夕方の時間延長
期間:7 月 1 日～9 月 30 日　午前 7 時から午後 7 時まで

【指定管理者】
・特定非営利活動法人 NPO 砂浜美術館
・指定期間：令和７年４月１日～令和 12 年３月 31 日

６　主な利用状況

【利用者数】
・令和７年度　８４，９２８人

【開催イベント等】（令和７年度実績）
・第 62 回四国地区高等専門学校体育大会（４月）
・高知県バスケットボール協会　県リーグ（一般）（５月、９月）
・Blue Wave サマーカップ U18（７月）
・四国ジュニアテニス選手権（硬式）（７月）
・黒潮カップ少年サッカー大会（10 月）

７　施設等ホームページ URL

https://www.iwk.ne.jp/~seinan/navi_ougata_top.html

８　愛称の募集範囲

土佐西南大規模公園大方地区のスポーツゾーン内にある９施設一体で愛称を募集します。

（注意）
・公園全体の愛称は募集しておりません。
・１応募者が９施設の命名をするものです。個別の募集ではありません。

【施設配置図】



スポーツゾーン内の個別施設で愛称を募集します。

９　愛称の命名条件

それぞれの個別施設について、愛称をつけてください。

（例：〇〇体育館、〇〇運動広場）

なお、所在地の表示にあたり、「土佐西南大規模公園内」を併記する場合があります。

（例：幡多郡黒潮町入野 388 番地　高知県立土佐西南大規模公園内　〇〇体育館）

10　契約に係る１年あたりの最低希望金額

200 万円（消費税及び地方消費税を含みます。）

11　契約期間

３年間（令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日）

12　ネーミングライツ・パートナー応募申請書類提出先（問合せ先）

〒780-8570　高知県高知市丸ノ内１丁目２番 20 号　高知県庁本庁舎６階

高知県土木部公園上下水道課　公園緑地担当

電話　088-823-9853

FAX　088-823-9036

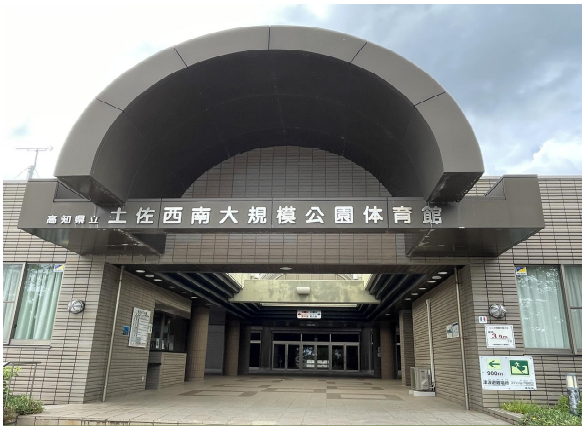
E-mail 171801@ken.pref.kochi.lg.jp

13　施設内への看板等の表示の設置・変更について

愛称を表示する施設の看板等の表示は、ネーミングライツ・パートナーと県及び関係機関等と協議のうえ決定します。（表示の設置・変更はネーミングライツパートナーが希望するものに限ります。）

また、看板の変更や原状回復等に係る費用は原則としてネーミングライツ・パートナーが負担します。

【施設看板】



【施設看板】



【施設看板】



【施設看板】



【総合案内板】



【総合案内板】



【誘導看板】



【誘導看板】

